

改正		現行		備考
(市町が処理する事務の範囲等) 第二条(略)				
事 務	市 町	事 務	市 町	
<p>(水質汚濁防止法関係) 二十の三 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 略 (16) 略 (17) 法第十四条の二第一項の規定による特定事業場における事故時の状況報告の受付 (18) 法第十四条の二第三項の規定による貯油事業場等における事故時の状況報告の受付 (19) 法第十四条の二第四項の規定による事故時の措置命令 (20) 略</p>	<p>三次市、東広島市及び大崎上島町(三次市については、(4)、(5)、(8)、(13)、(15)、(16)及び(24)に掲げる事務を除く。)</p>	<p>(水質汚濁防止法関係) 二十の三 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 略 (16) 略 (17) 法第十四条の二第一項の規定による特定事業場における事故時の状況報告の受付 (18) 法第十四条の二第二項の規定による貯油事業場等における事故時の状況報告の受付 (19) 法第十四条の二第三項の規定による事故時の措置命令 (20) 略</p>	<p>三次市、東広島市及び大崎上島町(三次市については、(4)、(5)、(8)、(13)、(15)、(16)及び(24)に掲げる事務を除く。)</p>	

改正	<p style="text-align: center;">(市町を経由することにより処理する事務の範囲等) 第三条(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">事務</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">市町</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(水質汚濁防止法関係)</p> <p>二十二の二 水質汚濁防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第三項まで、第七条、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第三項の規定による届出の受付</p> <p>(二) 法第九条第二項の規定による実施の制限期間の短縮</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町。</p> </td> </tr> </table>	事務	市町	<p>(水質汚濁防止法関係)</p> <p>二十二の二 水質汚濁防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第三項まで、第七条、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第三項の規定による届出の受付</p> <p>(二) 法第九条第二項の規定による実施の制限期間の短縮</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町。</p>
事務	市町				
<p>(水質汚濁防止法関係)</p> <p>二十二の二 水質汚濁防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第三項まで、第七条、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第三項の規定による届出の受付</p> <p>(二) 法第九条第二項の規定による実施の制限期間の短縮</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町。</p>				
現行	<p style="text-align: center;">(市町を経由することにより処理する事務の範囲等) 第三条(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">事務</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">市町</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(水質汚濁防止法関係)</p> <p>二十二の二 水質汚濁防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第三項まで、第七条、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第二項の規定による届出の受付</p> <p>(二) 法第九条第二項の規定による実施の制限期間の短縮</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町。</p> </td> </tr> </table>	事務	市町	<p>(水質汚濁防止法関係)</p> <p>二十二の二 水質汚濁防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第三項まで、第七条、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第二項の規定による届出の受付</p> <p>(二) 法第九条第二項の規定による実施の制限期間の短縮</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町。</p>
事務	市町				
<p>(水質汚濁防止法関係)</p> <p>二十二の二 水質汚濁防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第三項まで、第七条、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第二項の規定による届出の受付</p> <p>(二) 法第九条第二項の規定による実施の制限期間の短縮</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町。</p>				
備考					